

答 申

審査会の結論

北九州市教育委員会教育長（以下「処分庁」という。）が、平成27年3月23日付け北九教総施第528号により行った行政文書の一部開示決定により特定した行政文書に加えて、別表に掲げる文書を特定したうえで、開示の可否を含めて改めて開示決定等すべきである。

その他の部分を不開示とした処分は妥当である。

理 由

第1 審査請求に至る経緯

- 1 審査請求人は、平成27年3月9日、平成27年条例第48号及び第50号による改正前の北九州市情報公開条例（平成13年北九州市条例第42号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、処分庁に対して次の行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

「教育委員会が管理する全ての学校について、建築都市局建築部建築課がホームページに掲げた、「適切な維持保全とは・・・定期的な保守・点検を行うことです。」に基づく“施設安全点検シート”か又はその他の方法によって行った一切の維持・点検の記録で付帯設備を含む。

注記：（1）ガス・上下水道・電気等のユーティリティーを含む。

（2）付帯の記録があればその記録も含む。

（3）維持保全に係る費用を算出していればそれも含む。

（4）意思形成過程が分かる一切の文書資料や図面や写真等も含む。

特記：ガス管については、埋設された白ガス管（亜鉛めっき鉄管）の有無やその腐食状態を明記したもの。」

- 2 処分庁は、本件請求に係る行政文書（以下「本件行政文書」という。）について、平成27年3月23日付け北九教総施第528号で、行政文書の一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知し、審査請求人は、行政文書一部開示決定通知書を平成27年4月15日に受

領した。

- 3 審査請求人は、平成27年6月12日、本件処分を不服として、平成26年法律第68号による改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、北九州市教育委員会に対して審査請求を行った。

第2 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるといものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び意見書で主張している審査請求の主たる理由は、次のように要約される。

- (1) 行政文書の一部を開示しない理由として、「不存在 戸畑高等専修学校及び高等理容美容学校に係る“施設安全点検シート”は、作成も取得もしておらず、保有していない」としているが、この2つの学校は、他の市立小中学校等と同様に処分庁が保有し運営する学校である。この2校だけを他の市立学校と別視し、点検しないわけがなく、他の市立学校と同様に“施設安全点検シート”は存在するはずである。何らかの理由で開示しないのならば、処分内容欄に、その理由や開示の求め方を記載したり、開示決定の前に請求者に請求ができる方法を教示したりすべきであり、審査請求人の知る権利に対して処分庁は説明責任を果たすべきである。
- (2) 「戸畑高等専修学校及び高等理容美容学校については、学校の維持管理に関する予算を独自で確保し、施設安全点検シートは作成していない」というが、維持管理（修繕料）に関する予算は学校独自で確保しているのであれば、教育委員会としては、維持管理費は不要であったとしても、施設課の管理する予算（工事請負費）が必要な時期があるであろうから、少なくともチェックリストは提出させるべきである。令達予算が全く無いのであれば、教育委員会が統括する意味がないし、市立学校のうち、この2校に限ってチェックリストを提出させていないことについて説明

- すべきである。
- (3) 本件の不存在部分は、審査請求を受けて、もう一度調べたら該当する文書が存在するので開示するというもので、処分庁の調査は不十分だった、お詫びします、というものである。市民が求める知る権利に応じて、行政は十分な説明責任を果たしてもらいたい。また、審査会には、知る権利と説明責任について、行政が理解するまで指導してもらいたい。
 - (4) ガス管は、長年埋設により腐食が生じ、少しの振動や衝撃で折損し、ガス漏れ火災の原因となる。審査請求人は、特に、多くの学生や教師が集い勉学に励む学び舎の、ガス管の状態の調査がどのように行われているかを調べるため、本件の請求をした。しかし、ガス管の調査欄がなく、調査結果が見られなかった。重大な火災の原因となるガス管についての調査結果は存在するはずである。審査請求人の知る権利に対して、処分庁は、調査結果を開示して説明責任を果たすべきである。
 - (5) 建築都市局がホームページに掲げている施設安全点検シートでは、ガスメーターの項目があり、使用量の急増はないかを確認し、ガス漏れに対する注意を行うこととしているというが、そもそも、ガスメーターを常時見ているわけではないし、急増の確認は誰が何時どのように行うのか。メーターだけで漏れを確認できるとの考えは愚かであると言わざるを得ない。
 - (6) 審査請求人は、従来型のガス管は地震その他の災害時に折損し大火災の原因になるから、現状の管の状態を知りたいのだが、処分庁は、埋設配管が従来敷設されたガス管であるか新たに敷設された地震に強く半永久的に耐える管であるか等について、施設安全点検シートに記載しておらず、全く説明していない。埋設ガス管の状況把握は、安全管理上是非とも必要な要件であるから、処分庁は、施設安全点検シートに埋設ガス管の状況という項目を設け、改めて調査して記入し、審査請求人の知る権利に応じて説明責任を果たすべきである。
 - (7) 全ての行政が、文書がなければ開示しなくてよいから文書は作成しないとなれば、どのような社会になるのか。情報公開審査会の役目は、文書が在るか否かや、黒塗り部分を開けるか否かのみならず、公文書の保存の仕方や現時点で必要な公文書の蓄積に至るまで言及する立場にあるはずである。それがなくては、行政が市民に対する説明責任を果たせない。情報公開審査会は、情報公開制度の本旨に則って、付帯意見として、今日的な情報公開制度に必要な文書作成及び保存について言及してもらいたい。

第3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

処分庁が理由説明書及び意見聴取等において主張している内容は、概略次のとおりである。

- 1 学校施設安全点検チェックリスト（施設安全点検シート）は、年度当初に教育委員会施設課に対して、施設改善要望がなされる際に、学校での点検・維持管理の状況を把握し、学校に別途令達している維持管理費（修繕料）での対応が可能なものなのか、施設課の管理する予算（工事請負費）に対するものなのかを判断するために、各学校（211校）から提出されるものである。

施設安全点検シートが不存在として、開示できなかった戸畑高等専修学校及び高等理容美容学校については、学校の維持管理に関する予算を独自で確保し、施設安全点検シートの作成はしていないものの、必要な点検等を実施し学校運営を行っているため、施設課に対する施設改善要望は行われず、施設安全点検シートも提出されていなかった。したがって、施設課としては、この2校に係る施設安全点検シートは、作成も取得もしておらず保有していないとした。

なお、今回の審査請求を受け、この2校について再度確認したところ、施設安全点検シート以外で保守点検結果に該当する文書の存在が判明したため、これを開示することとしたい。

- 2 建築都市局がホームページに掲げている、施設安全点検シートでは、ガスメーターの項目があり、使用量の急増はないかを確認し、ガス漏れに対する注意を行うこととしている。ガス管については、その大部分が地中に埋設されていることから、施設管理者が行う点検で、ガス管の状況を判断することは不可能であり、日常点検において、ガスメーターを確認することで、ガス漏れに気を配るようにしているところである。このガスの点検については適法なものであり、審査請求人の主張は理由がない。

なお、教育委員会として、ガス管の調査は実施しておらず、調査結果等の文書も存在しない。

- 3 審査会から処分庁への指導について、審査請求人は、「情報公開制度の本旨に則って、諮問庁に付帯意見として今日的な情報公開制度に必要な文書作成及び保存について言及してもらいたい」旨主張しているが、このことについては言及する立場にない。

第4 審査会の判断

1 本件行政文書の概要等

(1) 本件行政文書は、以下のとおりである。

教育委員会が管理する全ての学校について、建築都市局建築部建築課がホームページに掲げた、「適切な維持保全とは・・・定期的な保守・点検を行うことです。」に基づく“施設安全点検シート”か又はその他の方法によって行った一切の維持・点検の記録で付帯設備を含む。

注記：(ア) ガス・上下水道・電気等のユーティリティーを含む。

(イ) 付帯の記録があればその記録も含む。

(ウ) 維持保全に係る費用を算出していればそれも含む。

(エ) 意思形成過程が分かる一切の文書資料や図面や写真等も含む。

特記：ガス管については、埋設された白ガス管(亜鉛めっき鉄管)の有無やその腐食状態を明記したもの。

(2) 処分庁は、本件行政文書として次の文書を特定している。

市立学校 211校分の施設安全点検シート

(3) 本件不開示情報は、次のとおりである。

戸畑高等専修学校及び高等理容美容学校の施設安全点検シート

(4) 処分庁は、不開示の理由として、戸畑高等専修学校及び高等理容美容学校に係る“施設安全点検シート”は、作成も取得もしておらず保有していないため、不存在であるとしている。

2 本件事案の争点

本件審査請求における争点は、本件不開示情報が不存在のため不開示とした処分は妥当であるか否かに要約される。

3 文書不存在についての判断

審査請求人の開示請求に対し、処分庁は、戸畑高等専修学校及び高等理容美容学校に係る施設安全点検シートについては、作成も取得もしておらず保有していないとしている。

これに対し、審査請求人は、この2つの学校は、他の市立小中学校等と同様に処分庁が保有し運営する学校であり、この2校だけを他の市立学校と別視し、点検しないわけがなく、他の市立学校と同様に“施設安全点検シート”は存在するはずであると主張している。

また、処分庁は、施設安全点検シートを作成・提出していない理由として、戸畑高等専修学校及び高等理容美容学校については、学校の維持管理に関する予算を独自で確保し、必要な点検等を実施し学校運営を行っており、施設課に対する施設改善要望も行われていないという理由を挙げているが、これに対しても審査請求人は、維持管理に関する予算は学校独自で確保しているのであれば、教育委員会としては、維持管理費は不要であったとしても、施設課の管理する予算（工事請負費）が必要な時期はあるであろうから、少なくともチェックリストは提出させるべきであって、令達予算が全く無いのであれば、教育委員会が統括する意味がないとも主張している。

これらのことについて、処分庁は、意見聴取の中で、当該2校については、学校独自で維持管理に関する予算を管理執行しているが、その校舎はそれぞれ、他の学校や民間事業者などと同じ建物施設内に同居しているという、一般的な小中学校等とは異なった特殊な形態を取っていることも説明しており、当該2校の施設安全点検シートは作成も取得もしていないため保有しておらず、不存在であるとした処分庁の主張については、当審査会による意見聴取等における処分庁の説明に特に不合理な点はなく、その存在をうかがわせるような特段の事情も認められないため、当該2校の施設安全点検シートは不存在であると認められる。

ところで、処分庁は、今回の審査請求を受け、この2校について再度確認したところ、施設安全点検シート以外で施設の維持・点検に係る記録に該当する文書の存在が判明したため、これを開示することとしたいとしており、当審査会が見分したところ、当該2校に関し、以下の文書があることを確認した。

- ・ 平成26年度北九州市立高等学校他8校建築設備定期点検業務委託関係文書
- ・ 平成26年度消防設備点検業務委託関係文書
- ・ 平成26年度自家用・一般電気工作物保安監督業務委託関係文書
- ・ 平成26年度空調機器保守点検業務委託関係文書
- ・ 平成26年度シャッター装置保守点検業務委託関係文書
- ・ 平成26年度自動扉開閉装置保守点検業務委託関係文書
- ・ 平成26年度給湯機器保守点検業務委託関係文書

- ・ 平成26年度空調機器保守点検及び清掃業務委託関係文書
- ・ 平成26年度配水管及び汚水管清掃業務委託関係文書

これらの文書は、審査請求後に、戸畑高等専修学校及び高等理容美容学校における保守点検結果に係る行政文書であるとして、処分庁が新たに特定したものである。

これらは当該2校に関する施設の維持・点検に係る記録であることから、本件請求の対象となるものであると考える。

次に、審査請求人が、ガス管の維持・点検の記録等について主張していることについて述べる。

審査請求人は、従来型のガス管は地震その他の災害時に折損し大火災の原因になるから、現状の管の状態を知りたいのだが、処分庁は、埋設配管が従来敷設されたガス管であるか新たに敷設された地震に強く半永久的に耐える管であるか等について、施設安全点検シートに記載しておらず、全く説明していない。埋設ガス管の状況は、安全管理上是非とも必要な要件であるから、処分庁は、施設安全点検シートに埋設ガス管の状況という項目を設け、改めて調査して記入し、審査請求人の知る権利に応じて説明責任を果たすべきであると主張する。

一方、処分庁は、施設安全点検シートでは、ガスメーターの項目があり、使用量の急増はないかを確認し、ガス漏れに対する注意を行うこととしている。また、ガス管については、その大部分が地中に埋設されていることから、施設管理者が行う点検で、ガス管の状況を判断することは不可能であり、日常点検において、ガスメーターを確認することで、ガス漏れに気を配るようにしているところであるとし、ガス管の調査は実施しておらず、調査結果等の文書も存在しないとしている。

このガス管の調査に関する文書は不存在であるとした処分庁の主張については、当審査会による意見聴取等における処分庁の説明に特に不合理な点はなく、その存在をうかがわせるような特段の事情も認められないため、不存在であると認めざるを得ない。

なお、審査請求人は、処分庁は、施設安全点検シートに埋設ガス管の状況という項目を設け、改めて調査して記入し、審査請求人の知る権利に応じて説明責任を果たすべきであるとも主張する。

しかし、学校施設のガスの埋設配管についても調査するか否かといったことは、学校施設の維持管理の所管課における具体的な業務遂行に関することながらであって、当審査会は論ずる立場にはなく、当審査会がこれらの点について見解を述べることは、諮問庁の諮問に応じて、行政文書の開示又は不開示の妥当性を判断し、あるいは情報公開制度の運営に関する重要な事項につ

いて審議等を行うという審査会の役割・権限を超えることになるため、当審査会としては言及しない。

4 結論

以上のことから、当審査会は、処分庁の本件処分において不開示とされた情報について、冒頭の「審査会の結論」のとおり判断した。

北九州市情報公開審査会

会	長	阿 野 寛 之
会長職務代理者		神 陽 子
委	員	田 村 奈 々 子
委	員	中 谷 淳 子
委	員	熊 谷 美 佐 子

(別表)

文書名
平成26年度北九州市立高等学校他8校建築設備定期点検業務委託関係文書
平成26年度消防設備点検業務委託関係文書
平成26年度自家用・一般電気工作物保安監督業務委託関係文書
平成26年度空調機器保守点検業務委託関係文書
平成26年度シャッター装置保守点検業務委託関係文書
平成26年度自動扉開閉装置保守点検業務委託関係文書
平成26年度給湯機器保守点検業務委託関係文書
平成26年度空調機器保守点検及び清掃業務委託関係文書
平成26年度配水管及び汚水管清掃業務委託関係文書